

ノ調停ニヨリ、無条件ニテ解決ス。

要する項、

一 従来月給ハ二十四日ト、奥野渡官ノ如ク十日

二十五日ト四分トスルハト

二 薪ニ夕綱年者トシテ一人者リ一回二十五銭宛

支給スル

三 一回ノ作業ニ於テ多量獲高千四以上ノ場合ハ

一人者リ三十銭ヲ薪ニ支給セラルベシ

○ 講崎硝子製造所紛議 (五、二、一、五、二、二) ✓

大阪府東淀川区長柄西通二丁目四番地

号飯島五郎(内鮮人二五名)

年外有申付

参加者 四一名

五月十五日鮮人職工二名が今日金属組合ニ

加入シタルニ、職工長監督也一名ハ之ヲ拒否ス

職工等四一名、今日二十日在組合ニ加盟

スルト共ニ、カニ不付ガヲ為ス職工監督ヲ

排斥セント、右兩名ノ解雇嘆願書ヲ工場ニ

提出シ、拒絶ノ場合ハ二名罷業ヲ申為スベシ

申出タルニ、二十五日労資會見ノ結果別記

ニ条件ヲ以テ内情解決セリ、

解決信託

一 職工監督

字ハ法律及ハ排字ニテ改打